

第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第 24 条において根本基準が規定され、同法第 8 条において人事委員会がその制度の研究成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方公務員法第 58 条第 5 項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うとともに、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

1 人事管理に関する報告（意見）

令和 3 年 9 月 9 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、人事管理に関する報告（意見）を行った。

このうち、勤務環境等の整備に関する報告（意見）の概要は、第 3 章 1（2）イ以下のとおりである。

2 定年を段階的に 65 歳に引き上げるための条例の改正についての意見

令和 3 年 9 月 9 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。

- ・ 定年を段階的に引き上げて原則 65 歳とすることを条例に定めることが必要
- ・ 管理監督職勤務上限年齢は原則 60 歳とすることが適切
- ・ 多様な働き方へのニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入
- ・ 60 歳を超える職員の給与については、当分の間、給料月額を 60 歳前の 7 割の額を支給
- ・ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置が必要
- ・ 令和 5 年 4 月 1 日からの制度の導入に備え、適切に関係条例等関係規定の整備を行うことが必要

3 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第 58 条第 3 項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法別表第 1 第 12 号及び官公署（別表第 1 に掲げる事業を除く。）の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使して

いる。

(1) 認定、許可、検査等

令和3年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

内 容	知 事	教 育	警 察	計
① 労働基準法関係				
ア 事業所の号別決定	0	2	0	2
イ 時間外・休日労働に関する協定届	30	195	2	227
ウ 宿直又は日直勤務許可	0	0	32	32
エ 解雇予告除外認定	0	3	2	5
② 労働安全衛生法関係				
ア 総括安全衛生管理者選任報告	0	0	1	1
イ 衛生管理者選任報告	0	64	38	102
ウ 産業医選任報告		5	9	14
エ 労働者死傷病報告	0	8	59	67
オ 機械等設置届	1	1	1	3
カ 機械等設置報告	0	0	0	0

(2) 参考

県の機関については、令和4年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【361事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育業 研究業 調査業 [218]	知事 [22]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校[6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、農業大学校、農業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
		教育 [195]	総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館[2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ[2]、伊奈学園中学校（給食場を除く。）、県立高等学校（給食場を除く。）[139]、特別支援学校（寄宿舎及び給食場を除く。）[43]
		警察[1]	警察学校
別表第1 の各号に 属さない 事業 [143]	議会[1]	議会事務局	
	知事 [72]	本庁、東京事務所、パスポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所[14]、自動車税事務所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所[7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所（中央、南、所沢及び越谷の保護担当を除く。）[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター（さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部）[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター林業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センター農業支援部、病虫害防除所、家畜保健衛生所[3]、総合技術センター、建築安全センター[3]	
	教育[5]	本局、教育事務所[4]	
	警察 [61]	本庁、装備課、生活経済課、自動車警ら隊、サイバー犯罪対策課、鉄道警察隊、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、公安第二課、公安第三課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部、警察署[39]	
	監査[1]	監査事務局	
	人事委員会[1]	人事委員会事務局	
	労働委員会[1]	労働委員会事務局	
収用委員会[1]	収用委員会事務局		

イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【48事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造加工業 [1]	教育 [1]	県立学校の給食場
3	土木建築業 [20]	知事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、宮繕・公園事務所
7	畜産業水産業 [1]	知事 [1]	秩父高原牧場
13	保健衛生業 [24]	知事 [19]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(越谷、中央、所沢、南)[4]、埼玉学園
		教育 [5]	特別支援学校寄宿舎[5]
14	娯楽場 [1]	知事 [1]	県営競技事務所
15	清掃と畜場 [1]	知事 [1]	環境整備センター

(3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査（労働安全衛生法第41条関係）

性能検査は、（一社）日本ボイラ協会埼玉検査事務所及び（公社）ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所が実施している。

（単位：基）

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	4	8	0	12
第一種圧力容器	6	6	0	12
計	10	14	0	24

4 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づく、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと（第55条）、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること（第55条の2）、③人事委員会に申し出て法人格を取得できること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和4年3月末現在15団体である。

令和3年度には、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合、埼玉教育労働者組合、児玉郡市教職員組合、比企教職員組合、自治労埼玉県職員労働組合及び全統一埼玉GTT教職員組合から役員等についての登録事項変更届が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。

(令和4年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の別	単体団体 又は連合 体の別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登録 年月日
埼玉県県土整備 都市整備職員組合	さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	中山 洋	法人	単体団体	7	477	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	小澤 道夫	法人	単体団体	35	1,812	41.10.8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	北村 純一	法人	単体団体	20	681	41.10.8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和高砂3-15-1 (県庁内)	竹淵 晴男	非法人	単体団体	19	407	41.10.8
埼玉県独立高等学校 教職員組合	さいたま市浦和高砂4-4-1	田島 高行	非法人	単体団体	13	86	42.10.28
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和高砂4-3-5	磯田 勝	法人	単体団体	11	19	51.11.29
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮7-19-12	小沢 孝雄	法人	単体団体	10	17	55.2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル4F)	金子 彰	法人	単体団体	13	321	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル内)	嶋田 和彦	法人	単体団体	11	142	1.12.25
児玉郡市教職員組合	本庄市児玉町吉田林910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法人	単体団体	9	99	2.4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町19-17 (比企教育会館内)	田嶋 高治	法人	単体団体	15	105	2.5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	遠藤 裕治	非法人	単体団体	21	126	3.2.1
学校ユニオン埼玉	東京都日野市新町3-37-10	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5(団体)	16.4.8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋2148-20	千野 武則	非法人	単体団体	3	32	22.9.30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野1-12-6 (2階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単体団体	26	7	令和 2.9.24

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記入のあった数である。

5 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告（意見）の基礎資料とするため、令和2年の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

(1) 年次休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
10.6	13.0	12.2	10.5	12.4	13.4	8.1	8.1	10.9	9.3
(11.5)	(14.3)	(13.2)	(9.9)	(10.9)	(12.3)	(11.3)	(9.6)	(12.1)	(11.2)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議事事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
12.8	10.5	11.3	14.6	6.7	13.1	12.4	10.0
(11.1)	(8.9)	(9.6)	(14.0)	(9.1)	(12.9)	(12.7)	(11.1)

(注) () 内の数字は、平成31年・令和元年の数値である。

(2) 夏季休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
4.9	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	5.0	5.0	4.0	4.6
(4.9)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(4.4)	(4.8)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議事事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
4.9	5.0	5.0	5.0	3.4	5.0	4.6	4.7
(4.9)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(4.0)	(5.0)	(4.7)	(4.8)

(注) () 内の数字は、平成31年・令和元年の数値である。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況（職員1人当たりの平均承認日数）
単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.2	2.7	2.5	1.6	2.9	2.7	3.0	2.9	1.5	2.4
(2.2)	(2.8)	(2.5)	(1.4)	(2.9)	(2.5)	(3.0)	(3.0)	(2.0)	(2.6)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
0.0	0.0	0.0	2.6	1.8	2.8	2.5	1.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.4)	(2.1)	(2.3)	(2.3)	(2.0)

(注1) 対象期間は令和2年5月～令和3年3月、（ ）内の数字は令和元年5月～令和2年3月の数値である。

(注2) 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間（月平均の時間外・休日勤務時間）

単位（時間／月）

知事部局			教育委員会			
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	全体
19.5	9.4	13.3	24.2	20.6	4.4	16.3
(17.9)	(9.5)	(12.8)	(23.3)	(18.1)	(5.8)	(16.1)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
17.4	22.7	21.0	13.3	22.2	4.2	12.7	18.4
(17.6)	(22.9)	(21.2)	(15.1)	(22.8)	(7.4)	(15.2)	(18.4)

(注1) （ ）内の数字は、平成31年・令和元年度の数値である。

(注2) 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。